

大日本開化小史



210
745
Vol.1

| 史 | | |
|----|----|----|
| 藏冊 | 片閱 | 藏書 |
| 六 | 一 | 一五 |
| 學校 | 縣中 | 遺舊 |

田口
夕吉著
日本開化小史 卷之一

田口卯吉著

日本開化小史

田口氏藏版

自序

彦根中立校印

有裂眦反脣言語激烈動作蕩々如沸者見之者曰彼怒矣。有開顏解颐言笑溫和舉止揚々如舞者見之者曰彼喜矣。是亦可也然尚有未盡焉夫人非無因而怒者又非無緣而喜者則見喜怒之狀態而求其因緣以評其心之喜怒庶幾無誤矣歷史者古來之評也古來非一世世々非一人治亂之形勢雜沓繽紛若不能分析之未必能免皮膚之見也故史家之苦辛不在於蒐集歷代許多之狀態而在於究盡其狀態之所本也已余記此書其可悉者務詳之其可畧者務省之以期得其情雖然是原公事之餘偷少暇而成者况余之淺學寡聞安保其評喜怒之無誤耶

明治十年九月

田口卯吉識

本國之文化者、其發達之程度、以爲實力者、則固有其事也。然而其發達之程度、則又非一朝一夕之功也。蓋其國之政治、經濟、社會、文化、思想、文學、藝術等、皆有其悠久之歷史也。故其國之文化、亦必有其深遠之根基也。是以其國之文化、雖有其發達之程度、然而其根基、則又非一朝一夕之功也。蓋其國之政治、經濟、社會、文化、思想、文學、藝術等、皆有其悠久之歷史也。故其國之文化、亦必有其深遠之根基也。

日本開化小史卷の一目録

第一章

人心の想像次第小進み一事

政府の性質政教一致とるり一事

當時の風俗

佛法と神道の比較

佛法の弘まきト後想像の性質變ゼ一事

政府の性質變ゼ一事

第二章

漢學の弘まきト後の事件

唐制を模倣セ一事

日本開化小史

朝廷小遊情の弊始す事

和歌の盛に至り一事

平安の朝政有様

諸國の人民の有様

上院門閥の弊あり故に下院黨派起り一事

佛法黨及武夫黨の有様

政權東國へ移モ一事

第一章

日本開化小史卷之一

日本開化小史卷之一
大河内豊後守著
第一回 第一章 神道の發明
人へ生を乍らにして神威を解をるものがあら
宗教と信するものがあら子之成解之を信そつも
のへ數多は想像の累積せよ因えなり余舊史と聞
神武天皇の時既小神道の信仰盛んふりさく成
て愚へちく其信仰茲に至る蓋し一人の胸裏小成
れ歟小ちよと因て夫の神代の就きて尊等は想像せ
ら社事共と集め見る小稍く神道の起源を思ふを
むりあひた我を之を引證して其沿革を記しぬ蓋し

神代の諸事未一て信據モベキ本もレバニトム到底
余所引證モハ類は事共アリハシラズル也神道の教
神武天皇の時代ハ於きて此の如き信仰を得テナカ
リベテ一と思ヘモアリ且つ其モ神道の發モは佛說の
移る必モ人の天性ニ於て志カ人導くもの々くんモ
アリモ故ハ先づ其天性を説キテ其發ナムニ至ん哉
解モ文中論辨多きものハ之ヲ爲めナシモ計ツクモ
凡そ人心の文野ハ貨財を得ハの難易並相俟て離きざ
るもの在らん貨財ハ富みて人心野みて地々く人心
文にて貨財ナシきの國々ハ其割合常ニ平均を保て
事蓋シ文運波濤その有様ニ涉りて異例ナカフヘ

抑も人間の初代小當てや器械を用ふるの智未だ發モ
ベララモ製作の技未だ熟アヘカラス所謂天造の果實
葉根を集りて其食物ト為ハ草葉樹皮茂綴マテ其衣服
と造る外手段ナニハニ夫キ智ハ物ハ接ヒて益て廣
く情ハ事ニ試ミテ愈ヨ高ヒ人間初代の時ニ當て多く
接モ其能はす多く試フ能はモ其心豈に能く長モベケ
ルや然リト雖も生モ保ち死モ避くルハ智の廣狹を云
はモ情の高卑を論ナシ總ての動物ハ通ヒて違はシ
の天性なり故に人間の初代ノ於クハ唯た衣食を得ん
とれ念其全腦に満ちて毫モ其心既他事ハ働くハ智ハ
祖先の事と記すハ不暇ふく間接の災害を恐るハ智ハ

一茫然天地の間小立々禽獸一異なりす衣食是れ急ふ
り豈小死後の事を憂ふれば暇あらんや故小靈塊不死
の説未だ發セテ不_レ有_リ（猶_レ生_レ茫然と_レ死せ_レる_レ如_レ
此_レ）

實驗少々く進ミ交際少々く密小成り目擊セ一處の諸
物に名稱を與ヘイサナギイサナミの二尊の時より物
を器械と製そる代技を知り天の瓊杵の弓矢と執て山
野_レ獵り竹竿を投_レて江湖_レ釣るの智も_レに及て衣
服を得_レは術復を從前の煩_レ似そ食物と求_レ處亦從
前の如く狹少_レあらま秋は人心の及_レ不處亦其區域を廣
め人の疾病を見て始く其異常の有様_レ恐るの色あり

室_レを廻_レふる_レ此_レハサナギの尊私_レに之_レを窓_レにて_レ其_レ皆病
と見給ふ蓋_レ其輒解の有様_レを見_レ雷の如く思ひし_レ系
と見る古事記且其病死_レて後身体の活動_レを有様_レ注
意_レ又其甦生_レて從前不異_レなうする事を見て心に解
せざ_レより頓_レ不思を廻_レて必定人の靈塊_レへ身體と同
一のもの_レ不_レあらず全く別_レ存_レ不_レそのを_レ身體の死
そは_レ靈塊_レの去_レを_レ其_レ甦_レす_レ靈塊_レの返_レカ_レ靈
塊_レ不死の説既發_レ是_レ於_レか即_レ塊_レの語_{アガイサカ}
カ_レ二尊の時_レ既_レ靈塊_レ不死の説を得_レト_レ死後
此懸念其胸中不滿_レ其終_レ歸_レ處考_レ詰_レ又更

に黄泉の語あり日小月夜見の尊・黄泉イサナキ行けり或後靈魂へ月に移るニ想像せしものゝ然きとも未だ天神堂地獄の説を作り死後の福福と窺く程までふ人之心の猶豫タヒリ然きども未だ神祇と尊び怪力を敬ふるの想像起らざるなり

耕作養蠶此道浅知り天照太神の時五穀始トシ生を瑞穂然きども人民一般耕作を知トシアラムアラ種々の貨物を使用する事を解朋友兄弟林中ハシモトノミズシマツ相會ハシモトノミズシマツて時小或々遊戲の催ハシモトノミズシマツ一あり小及て天照太神天岩アマツヤマ聞籠アマツヤマ五百箇ハシモトノミズシマツの御統アマツヤマとハ祭の鏡と青和幣白和幣アマツヤマ等林樹アマツヤマの種を持ハシモトノミズシマツ歌舞アマツヤマ是れ益アマツヤマ其時代の重立アマツヤマたる人の遊覧アマツヤマハ未だ之アマツヤマ及べ人心の外物小接アマツヤマそろこ多く其感觸アマツヤマと受くる亦た少うらざれり其想像アマツヤマハ唯山靈魂アマツヤマの事

黄泉の事に止まらずて夫の死伐避くは天性より不慮の厄難と避けんより心起り是時の人間未だ道理と窮ひの知なく且つ經驗ふくより何事も皆な不慮をうばはれふ總て外物の變化ふ注目して其意外に驚き皆な是れ怪力の致を處と定り悚然として恐の心ふくんばあらざ而て人間交際小於ても敬すさゞ人其怒と解くを以て此怪力を亦た敬そむき災と下さゝ不下と愚ひ漸く之と敬そむけ事起秋アマツヤマ天太神の時始アマツヤマて祭衣アマツヤマ織然きども未だ祖先と尊ぶの様子あらえ見アマツヤマきかみアマツヤマ一斷正氣アマツヤマ吉輪アマツヤマ小野アマツヤマ大連アマツヤマ斯く怪力を敬ふるの心起りてより貨財の進ひ小從ひ

人心漸く過去の履歴と其祖先を尋ねるの方向へ進め
り、儲て古を尋ねるに偏る舊き言傳小據らざるべう
ラズ夫の感ト少キ草昧の人心哉トて面白トさう恐ろ
トセう偉ありとか感ぞトタタなる事ハ必ず奇怪なう皆
トベテラク矣之を言傳あ小或ハ十全以る言語をなく
或は忘れ或々重大も話ト或ハ臆想を交ヘキ話トロよ
リ口小傳へて益々轉訛トヨ言傳をより愈々奇異の
姿と為セリ而ト之を聞く人々は意外の事ハ多く遭
遇セ者共々社を之と怪トむの心あぐーて終ニ祖先
は人間ニ非ト必ず神聖の通力焉ちテ試みらんきの思
と起ト左且つ此の人々小數多比事件を記憶をベト

材能乞きよリテ重シ其時代の威力あ星斗宗家の事
のみを言傳へたまぎ夫の神聖狀態を做さず、人の子
孫も自ら貴種ありとの想像を起し、至きり斯く祖先
を神聖と思ひ其宗家を尊敬奉仰の氣を歲月を経テ小
從即各處々移住するに従ひ愈々増進せざる下さら奉
神孫天孫等の諸次第、成スにて其祖先を日月と
未だ逃げて之を敬奉べ
不毛故小祖先を尊ぶ之心ナリ之と日月と混モ、小至
天地創造の功を祖先歸、考究是亦於祭祖先の
語漸く尊ナ然危ども未だ其靈魂の人間の利益ある事
を說かざり及んで之の勢力有リ方骨は山野林中
神武天皇即向の國より大和の國小攻め上り諸國の首

長はうち打平け給ふ頃に至り天皇軍を渡す。舟船ありて遠征を支ふべき糧食防て貨財の有様亦
た舊時の比小あらざれを想像の及ぶ處亦無極めて増
加なり。皇師の利あらず。時々天皇の曰く吾御神
の裔歟。今ま日不向ひて戦ふ故に利益。一日も背ひて
戦はば利あらんと又た曰く我皇祖の靈や天より降鑒
并朕等躬を光らす。助け給ふ事而外て皇祖の用ひ給ひ
一寶器も神驗あるを以て尊そ致て神庫の内も納めら
る。且此時既小祖先の靈魂人間の功績あらざとの想
像あらず。ながら且つ靈魂不死の考へより推して祖先
の靈魂天地の内も坐す。と思ひて見えたる然達ビ

も其靈魂を以て神祇を稱せし事あるを見かず。序書
カミと云へる語は太古の時小於ては神祇と云ふ程
尊を意味ある。小於ては神祇と云ふ程
の功ありを見てかと稱し給へり。ツサノタの尊出
雲の國へ往き給ふとき翁媼一少女を抱て泣き色是
て尊曰く汝を何者ぞ翁曰く吾ハ久がひ久モト
神武天皇の舟師速吸の門小至と一漁人有る。艇
に乗じて来る天皇招にて問ひて曰く汝は誰ぞ對て曰く珍
彦と日本書記を。是武公ニシカムを名を聞ふ對て曰く珍
彦と見るべ。故小皇祖の靈を尊ぶひ事無れども御子を尊ぶの事

の事アリトモ尋常の人と雖も自ら稱へた者辭を乞
カムの辭尊くあり、神武天皇以後崇神天皇以前
の事アリトラン其間たのづらカミと云へ、辭儀自ら
稱スルさる習俗アリト事と思へる。

神武天皇は始めて政府を日本に立て給ひ、よも貨財
を得ての術を大いに進歩は姿を爲す。天皇東征の頃、
河内氏小猪、須穴居、巢櫓のむろあわやを以て代々の天皇
皆を耕作養蠶の道を好み給ひて頻りに之と土民の傳
へ給ひ。かば國中一般農民とふれり耕軒りて豊葦原
の葦と菊を鍬刺して瑞穂の國を穗を摘み、うば貨財
を得る。小豆までの煩勞を要する事あく、人民漸く衣食

の久乏不苦アリトに至り。紀元七百年代の始より三
韓支那の人民我國小來まで交易を營み有無既通考り
國史アリト入貢と稱それども其實々交易あり近年才で琉
球使アリ支那アリ行きて交易せしと同一少て其一部金を
交貿して利益を得るなり。當時彼の國うては既小器物衣服を製造そなへ器械を
用ゐる事杯アリと發明。その狀を此交易は大小日本は利益
あるを計なり。又た我國を既小食物に不足ある。
うは彼國の職人商人終りて學士アリでも渡り来て其
技と賣り其道を廣らナ。其後一千年代小及びて我兵
城廢アリて三韓我國は屬せしうだ貨財の有様を愈く

感榮アリて遂々其小路局入アリ而夫も解職異書アリ。

斯く貨財の進むふ從ひ人心亦大ふ猶豫残得て益く其想像を逞ふき是時不當て人心既に靈魂致死せざる事伐定りカミの人間にあらざる事を信カミ御天地不賜臨ヨリある事を想像セト如キ夫の保生避死は天性ナリ志て神ニ賴みて災害を除さんとの心起リ事を見がたり七百年代崇神天皇の時小海内疫病流行テ人民の大半死ニシテ天皇大工之を患ひ給ひ神祇の咎と受けたるからんと思ひ給ひく淺茅原ふ幸八十萬神を會テ之をト問給ヒテに大物主神侍姫ニ神ラ、ミ給ヒて曰く我を祭敬きを疫必モ平治せんと因て之伐祭リ給ふト初ケホモ驗ルタクトガ再三祭リ

給ヒトふ終1疫病退タクト是モハ十萬の群神と祭り且フ天社國社及神地神戸を定め給ヘリカミの威力と現ヘ尊嚴を増ヘ神祇と同一意味トナクトモ實ふ此時小あらずふらん是ナク皇居と神宮と俄今ち齋宮と申一テ天皇若ク親王の御女を太神ニ齋き候けセ給ふの例始キ速リ此事二千年代宇多天皇御女すで引繼ケ日本武尊東國を征伐ヘ海上難風遭ひ給ヒト時難風の起るノマ海神の災を定と云想像起りて橘姫之み死矣其後此尊數多の惡神を征ヘ給ヘリ日本武の尊體吹山使者ナクス是惡神の威權次第小増加ヘ九百年代の頃に至りて神意不悖トキ嚴罰ある事僅想像ヘ仲

哀天皇の死と神命不恃るの冥罰を歸きり神功皇后の三韓を征し我國ふ臣從せり給ひ一も亦た神慮に從ひ給ひ一ふり此時今まで凡神命を多くは夢に於て告げたり千年代應神天皇の御宇に及んで湯起請と申して熱湯の内ふ手を入れ渥と探り其手の爛ると爛きざると成以て其罪の有無と決を是れ則ち神靈の裁判を仰ぐもの乍是於てう神道の勢ひ最盛の點ふ違せり

されど人心進歩の有様と考へるに最初には全く想像を為を事なく更小禽獸より死を嫌ふの天性よりして靈塊の死せざる事と靈塊の歸する處と

を想像一死を避んとの天性よりして自然の怪力と敵を除く心起り次きふ言傳け粗り奉りて祖先を神聖と想像アラの心起り次きふ靈塊不死の考へよりて祖先は靈塊天地より照臨すと想ふと想像一死さふ祖先の靈塊神とふりて之代祭き諸の災害を治し給ふの威力あらば我思ひ是より神威愈々威ホーて人間萬般の所業を指揮賞罰せらるゝに至きり蓋一未開の世ふ當て人の心ふく道理を窮むるの猶豫りけきを風浪の忽ち動き雲霧の儀ふ起るも皆乎怪力み仕業ふ歸ト相ひ取リたり貨財を得るの術進み外物も接する愈々多きに及びて初め怪力の仕業ふりし事も尋

常の事より怪力は仕業大に減少すべしと人の
幽瞑ふ心を注ぐ事亦々次第に進むべきが怪力亦た
性質を變じて神とあり神の領する處次第に高尚幽瞑
の地位に登きり故に其尊嚴亦隨て増加、一信仰の心
愈々深くして神道に基盤となる所々を默まざり未だ
黄泉に於て神の威力ある事と現世の所業の善惡が因
て死後靈魂の歸る所の差別ある事と想像をうへ至
ら矣 黃泉と云へる語ハ佛法所謂故也 其想像未だ
十分に成熟きとも思はきざらなり
天堂地獄を兼ね稱する語ハ多故也 ト
斯の勢にて聞聞より歳移り世代りて人心次第に進歩
せし者甚矣政局を自ら神教政府の性質を得たり神

教政府とへ神の子孫萬民と治め給ふの政府あり神教
政府の性質を得させんとして帝室にて務め給ひ一ふも
非ぞ學士の之残助なしよりあくび全く真正の歴史傳
らざると人心の自ら之を導きしと不因循り故に神道
の教愈々進む小從ひ人民の天皇我尊敬する氣を益
益盛るゝよりと帝王と雖も綺羅錦綉の美を見ず玉樓
瑤殿の榮と知り給ふぞ一世をりうば自ら尊大さ
きらる事も少く誠不質素にて善く人民不近接一給
へり故に當時智者あるふあらうが學士乃至にあらざれ
ども東洋は東國を征一西洋を海を越え三韓を打從
へ任那ぶ鎮守府を立て肅慎まで從ひ靡たり此等が遠

征ふも天子親ら軍陣に臨み若くは皇子皇后之ふ代り
て三軍を指揮し給へり是き帝家の代々聖賢ぶ御座
て國事不勤勞ト給へもふあらば時運未だ草昧を去る
事遠うらむして貨財を得るの道進すばかり風俗未だ
遊惰の弊を醸さるなりゆき其時代の最も著明なる
人々數多ふ人氏々へ野見の宿禰嘗麻は躁速の如
きより官吏々へ武内の宿禰の如きあり皇子は日本
武の尊皇后は神功皇后の如きあり以て其時代は人
情風俗を想察し得べきなり國威の海外小輝き一も皆
在此氣風の致を處ふあらずや神道の教此の如く政治
の有様此の如く風俗人情此の如くみて一千二百年代

まで打纏タモ御共御其事也と車船もアツシテ
然る小十三百年代欽明天皇の御宇小當りて意外の事
件を外國より注入きり是き則ち三韓の一國々を百濟
より佛像及び經論を獻セ一事なり此時小當て神道の
勢が既小盛ありと雖も其信仰全く心存して檢窮討
論を累称する經論ある小あらざるなり然るも佛法小
於て既に之あり神道の諸神其威力既に多くと雖も僅
小能く災害を除き所業の吉凶伐指示そちに過ぎずか
あり然るも佛は一心誦名すきを無量無邊の福
徳と降そとあて神道の諸神を現身以罪惡伐正す其威
力ありと雖も身後の事全く關係せざれり然るも佛

於てより天堂地獄の因果應報を説き又た佛の冥助を得て呵責の苦役免るべと說々生き神を現身せ安樂と欲し身後の幸福と願ふの人心ふと最も望む處の教法をあらゆる佛法の渡来より始まること神道を之小抵抗する性質發現は一饑饉疫病等の流行そろは皆有國神の怒を示し給ふ徵候ありと稱して佛像を壊江より投し寺塔と焼滅を等の所為ありかと暫時の後佛法の勢改復し此度を打手禪と號す饑饉疫病の流行そろは全く佛像を投し寺塔を焼滅する事崇々と唱出たり斯く千三百年代の中頃より神道佛法の爭起まで佛法黨打勝ち是より佛法の蔓延する事極りて速あり

蓋一生を保ち死残避く者は凡ての動物より存する天性ふり人間萬般の所業其種多と雖も要するに此性質一出でざる者一夫の貨財を積んと欲するも生を保つなり想像を立て相戒むるや死残避く者あり喜怒哀樂の發する亦た之を得ざりと失ふと小因なり然と雖も生や保つべからば死や避くべからず故に死後猶ほ靈魂死せずと稱して以て其心を慰そ佛は法巧ふ此性を投し教を立つるを知らず其言ふ曰く貨財現世小積んを欲し安樂を後生に得んと欲を一心念佛すべ一佛其願を達せしむと又た他人の生を損そべき所業を人其惡行ある事既知る故に佛法亦た曰一心稱名

まを即ち解脱を得るとされど人智の未だ遠大に達せずして直接の利ふ汲く左る時も當より容易に貨財を得んと欲して貨財を僧尼小施し後生の安樂を願ひて心成佛門小歸するもの多一千二百四十八年より同く八十年至りまで寺塔の建立をしては四十八ヶ所僧尼も歸をひもの千三百八十五人出來たり其後百濟大寺と稱すち大なり寺と建てらるゝ時東を達江より西を安藝まで社人夫を募り材木を徵されすとなり難波の四天王寺と稱する有名の寺も此時小建らむより抑も此時神道の想像實は佛法の及を越えし共之を自然に任へならんふを必を修整きる体を得たり

存らん然も小其未だ成りざ際小當より佛法の攻撃を受けたり一方は是より神道の想像更に進む事ふ聖德太子の十七憲法第二曰萬物三寶者佛、法、僧也則四生之終時万國之極宗而一で神道の事々一言も述べ給ふ事今ま其想像の變なる一二殘記載さん小聖德太子道小達磨と逢ひ給ふ事あると云へり元亨輝書又た聖德太子を漢土の僧惠思の再来なりと稱きて聖德太子の御子山背主我氏小滅され給ふ時五色の幡般を空中に照光り種々の音樂聞ゆとあり又た山背王々權者の化身なりと云へり舒明天皇の九年大星東より西小流音者あつて時人曰く流星の音を僧是曰く此は天狗ゑひ彗星見る曰く鐵罐の兆乎夫の天堂地獄の苦樂

及び觀音菩薩如來大王明王藥師尊天地藏羅漢權者童子等諸神聖外の事を想像するも皆是此時より始まるるをあり也。故に日本政府の性質を實に神教政治下にて天皇の尊きゆゑんそ神の子孫を御坐すとばかり政令の善く行ふるゝゆゑんそ宗教の權政府ありたまふ。ふり故に神道の勢進む本從ひ國家愈々靜謐なる。然るふ今や天皇自ら佛を拜し、皇子自ら經論を講じ、大臣自ら僧尼を施惠し、政府自ら寺院を造らば夫の神教政府存する所、宗門上の權威を全く僧尼が歸し、天皇々其尊威を減す。政府は其權力残殺を人心を得る事蓋

本從前頃より容易なうける事の内に軒輦輶輶志のニ吉斯く天皇の尊威減す。ト外閣大臣の專横の弊起あり。佛法の信者蘇我氏の政府小立す。トとも暗殺をらき給ひ。十天皇あり。崇大臣代意を憚りて儲位を定め給はざる天皇ある。古推其外を擁立す。奉ア。天皇もあらず。天人掩殺をうきをゆ皇子あり。及び山背大先王等なり。官吏の死をがもの亦を多く。然り而て大臣蘇我氏の病不卧。吉牛時其治せ在事を祈りて出家をすもの男女一千人ある。人心の向ふ所變す。事明か。ノ。佛法の貨財余布の有様を變換セ。事は著明か。實例残得ら。トも雖か巨大な寺院が出来徒食の僧尼數多出來

トウは國內の入費極りて増加さるを云はざるべからず
安千四百年代の始より三韓を征する武力をもつてゐる政
府の國內ふ費や兵所大きき為り至らん。トモナレ朝去
千四百年代の始より天智天皇藤原の鎌足と計く蘇我氏
を滅し政治の有様次第1支那風となり此事之を次
章然説くべし依て前文の意を茲時完結又ん蓋、ナ開闢
之初紀元一千二百年代まで神道の想像進歩を雖も全く滅ぼと云ふに非
是不^可神道の想像進歩を雖も全く滅ぼと云ふに非
也朝廷舊た神祇を祭るな例を怠り給はざりき故不令
此章を結ぶの時未當りて人心の内、神道佛法の二者

あつて存そと知るべし

可也其時大山入ひ清寧僧徒平昌と爲西之子基の行者
音也其時僧祖禱也度を越す。其僧祖禱者五姓僧
也。彼等の高祖の裔也。北山寺山門を上其名表記有
也。其時此堂が上山寺正僧院殿、兼祖也。其名表記有
也。其堂の表記有也。其名表記有也。

第二章 京都の衰へ――まで

漢學の渡り――まで

霞きう春の日代朝々露を含む楊柳綠茂吐き風そ
もぐ秋の日代夕べには霜と帶ふる楓葉錦を添ふ凡
そ物と一で外物の爲り小感染をうき其狀態性質を
變きざりきれやあゝ人も亦た之ふ同一抑く衣服飲
食の其狀態性質を變ぢうを言ふも更ふり風俗政制
と雖も大小人心代變動せ一むるものあり人心ひと
り風俗政制を變ぢうものふあらざるを望先生の譯
人_ノ殆ひ立志篇の中、政治も人民の心は返射なり
人_ノ政治惡く_ノ政治も善く_ノとある此事然り然きど
のを_ノ政治惡く_ノて人民の心惡く_ノ事其例亦た山
のを_ノ政治惡く_ノ韓子の語小_ノ吳王劍客と好り_ノ宮中鐵死の百姓_ノ疾瘡
多く_ノ楚王細腰を好_ノと云ふ事あく_ノ其善惡文野を互に相ひ化する者をうん上古の世

其政簡易小一て其俗勇壯をも一うは絶えて文弱憊
惰の人を見ぞ日本武の武神功皇后の功あるも怪
む小足_ノ中古奈良の朝_ノ紫文弱の氣次第小蔓延
一平安_ノ移りて後其勢最も甚一其時代_ノ至りてち
在原の業平深草の少將清少納言紫式部_ノ如き人_ノ
出来りて其長處を世_ノ顯一たり上古の時代_ノ相距
る既_ノ遠一雖も人情の相異をも亦た驚くべき事
うや如何に_ノ人情_ノ至り_ノ何_ノが露
となりて楊柳の姿を養ひ何_ノ霜をもりて錦の衣
を染り_ノか其を本文_ノ於く說かんと欲すは所をも

漢學の我國山渡モ一事を極めて舊十三韓との交通始
トより頃より往復の文書を悉く漢字を以て記載すが
如ト然社ども人心上小效驗を起セ一事少き淺以て
前章ふ於て之を説うさり一ふり併て漢學の渡りよ
り種々の事件我國ふ起りしと之を概もはふ第一文
學の出来一事第二政府の休裁廢り一事此二つ以外ト
出でト先づ文學の事より論せん漢學の未だ渡らば
ミト代には日本ふ文字全く無アリシヤ古事記の序
小も舊辭の語あらず舊史舊書等の事を見き日本書記
の内少數三十書と記るちふニ蓋一千三百年代推古天
皇の時ハ勅ハて撰ハ秋ハかのを言ふなうん然りん小

を是を亦舊辭すと記載を一され奉り然まく古代へ未
だ文字の發明なく言語を以て相傳へきふものならん
漢學の渡りト後直ふ其音を採りて其言傳を記ス古事
記萬葉集ム類是を之残萬葉假名と言ふ其後千五百
年代の始め吉備の真備片假名を作り同一百年代の中
頃ふ至り僧空海平假名残作りと云ふ此文字の出來
トノも日本ふ文學起テて書物も編ス文學士を出ス事
事なりハ年書九外附ハア波ハア波ハ
第二政府の体裁變ハ一事を風俗人情ふ於天皇を廢
異代發せ事のふまく茲に詳に之を説くべし抑々神
武天皇ハ多以来打續て來り政府の建方々誠小質素

にて自ら萬機を統へ給へり近々之聲あるふ其時今之政府政云へ本の所太から庄屋め如きものにて官吏の數も至く少く年貢は收納も極めて輕ろかりしを以て舊史ふ記すは處に據すふ天皇す度々田租を免す給ふト事あ是政府の御入費多からん下々如何ぞ度々租稅を免む事成得也又た度々都を遷され事あ是色かな輦轂の下に官民多く往再集たりたれんふや斯く度々遷都を仰出さるゝ事々出来キト幸甚なりされし上古の時代には政府も至く質素にて都の内も人民極めて少う也と思はち、テニ名目難考ナシ前代へ未

支那と通ずるを及んで彼國の華美にて驕奢をも政治の仕方を目撃し朝廷みて自國の質素にて簡易ふる小政府诚恥かゝく思ふの心出てナリ蓋一人々其心と其衣食の有様を抄取せんと思ひて自己より達めし人以摸擬せんと計心あり是亦死を避り生を保つの大性の次第に進歩快く生を保なんと計心を出でしを望ひしも均一く摸擬せんとの心み出づ。まことに今日開明の諸國と雖も其長技を當初一人の發明者所小して餘々皆が之を摸擬せしものなり此摸擬の能小於く最も敏捷をもと自ら誇る日本人が三韓と交通

そる頃まで音小聞き名々慕ひ一國本和親、其風俗を見るに至りし事ふ哉。此時こそと模擬トソレ終ふを全く自ら捨て、彼國の政治の有様を我國へ移さんとそろ勢かりき蘇我氏の猶擅政權残擅フセト頃始て遣隋使と稱して使者を彼國へ遣はされ更に其後彼國唐の代をなしナリ。ナリ代を歎朝達を遣唐使と稱して使者を唐へ遣はされて其國の事情を實見走トメ更に留学生遣をさきて其文學を學ベリ。又其政体を調べたり給はれり此等の人々が全く彼の國の風俗に染みて歸朝ト唐風の冠と戴き唐風の衣服を着ト唐詩を吟唐音と使ひ意氣揚々として百事唐風と憇ひをり。

かく漢學の方より留學生等が其道を勉勵し威風烈朝野小輝を一時も當て佛法の方よりても亦た書生を唐へ送りて其法を修業せしめたり此僧侶も上達して歸朝一奇怪なる技術を現はれて説教ト朝野の人を恐嚇セリ斯ぐ博士と僧侶と小煽動をうけト摸倣を以て殿上人等をはげて自ら分別あらんや何ものなき唐より渡ましもはぶらんふを惡トおもひやむもあらじと思ひトひ然からざりき彼の國公於て折合惡ト多儒學と佛法と並仲善ぐ一處小弘まつて一處に蔓延ト走り朝廷小てを兩脣から之を信せら被トかく漢學トハ勸學田好清行の封事1賤人伴の家持、越前國加賀郡、没官田一百餘町、山城國久世郡の公田卅餘町、河内國茨田一百餘川而郡

料五百石と彈下で勧學田と云ふを賜ひて學生代重く用ひうちき佛法小寺を寺領を給せり社て僧侶を厚く賞めらるゝ其時の人民は賤しき有様とは差し置きて早く其政府を立派小為さんと企てきり人民の富と唐の如く小をうむる方法を以て目を附けで偏る朝廷伐唐風小飾り立てんと目論みたり是より夫の庄屋政府を廢してへ省を置き天皇自ら萬機を聴きせ給はで大臣之1當そ數多の官員拜仕して多かの給料を賜り唐風の衣服を官服と定め官階を定め眼色を定め_{禁門}居と威禁門ト禁門七門を建てらる東門を陽明待賢門西門を美福門未だ皇島門西門を調天藻壁殿富門北門を安喜壁鑒遠智門御殿を熱寢百事唐制を模擬し給へり千四百年清涼温明殿等々

代の始より千六百年代の終桓武天で政府の目的を全く此一點小存そほる如く是より政治の極方非常手重となりて復古の如く廉がる政府よりあらびり其後より至りて其制愈々全備せりうば政府益々盛大ふ不祥事より無事上告奉る事無事無事無事無事無事唐風を模擬して斯く盛大なる政府を立て候をみて當時果して如何なる事務もある三韓を既小我有るからぞ外國より禁日本に來るを既至り稀ぶり蠻夷々時々穩ふらぎ事あれども其辯も左すての事ハ勿ら四方の波風静きて四海の内泰平を歌へりかゝる世の中より八省を置き給ふとも十三階を定り給ふとも

徒小政府を盛大に見せ入費を嵩ナリ免まふのみみて
用ひが如益もなし學者あり狀ざも人民小釣合はを好
清行の封事小文學の書生用ひらば其はを漢學を學びし
者も古鄉小歸りて々學者と稱して督生に難き官吏
えなし其時今の人氏小不釣合のオ代々代をあり官吏
を多々走ども其當る事務少々なく唐風を摸倣ト
當時の日本人氏小不釣今乍小政府を挙しゆゑに數多
の殿上人や無聊々苦しみ何かな遣悶の慰みもとて
漸々遊情の風俗に移らんとの勢を顯き是れ蓋す唐大
斯く遊情の氣次第小増進をうふ從ひ人倫の正一から
さす極古來比風俗々大に禍害を世に散布を是抑へ日
本の古代よりあらず人倫正否の考より未だ人心小發き

さまゝや品行の一事が至りてハ聖賢の聞えある人
人より闕遺をなすはあらず然きども武勇の氣盛をア
トクば其禍害を未だ世小現れざりあり儒學の渡り
半後と雖とも其訓戒更ふ人心を感覺めて十浅見を佛
法の渡り一後頻りに無常を説き火宅を教えて夫の古
代小感をミ一武勇の氣を消耗ミ一うは人心漸々柔弱
となり此柔弱の人々殷富を増し盛大ふる朝廷の上
小趨走を以小至りても人倫の不正以ち事を依然と一
て改む處をかぎしテ大に遊情の氣を助け弊風を後
世を遺そ水至れり千五百年代奈良の朝廷を最も此責
を免ま被まふを多此事小於とは肉食妻帶を戒とせる

僧侶と雖も實は是禍害を導き一先達きり是より朝廷遊情の弊始より秋葉平俊成定家等も佛説を學び其味と歌ふ過令一人其後唐詩の風調ふ深みて其體をうへり古人も記せりさまで和歌の体を熟視そぞ此三者より成ざる事と知るべト而して此三者合して如何なる性質を和歌に與へたるやと尋ねる所蓋し見るもの聞く所小付て悄然と憐の情を覺え詠ひ事より四季折々の物に付け事小付て色々と憐の情と起る事より之を物の憐と觀ると云ふかゝる情を働くそして衣食ふ富み慾り矣人て心ふ暇多く柔弱にて静ふ知見ふくして癡情ふ富る人に非きより之を十分に感なうむを得べ

やも思遣も佛説より導き一もみならん其後の事よま定家等も佛説を學び其味と歌ふ過令一人其後唐詩の風調ふ深みて其體をうへり古人も記せりさまで和歌の体を熟視そぞ此三者より成ざる事と知るべト而して此三者合して如何なる性質を和歌に與へたるやと尋ねる所蓋し見るもの聞く所小付て悄然と憐の情を覺え詠ひ事より四季折々の物に付け事小付て色々と憐の情と起る事より之を物の憐と觀ると云ふかゝる情を働くそして衣食ふ富み慾り矣人て心ふ暇多く柔弱にて静ふ知見ふくして癡情ふ富る人に非きより之を十分に感なうむを得べ

うを此歌奈良の朝より漸く盛んとなりしあれを其時代より殿上人の柔弱は勢ひ起事と事を知るべし蓋和歌は人心より發をすを以て秋之之感見と其人心を知るを得べきものふれとも又之を讀む人をも文弱と導くの性質あり。ボウル氏英國文明史の序第五章ふして人心を化するの力アーヴィング著者等々余を之を信き矣故ふ和歌亦人心と化する所かあらざと言ふ目と見えぬ鬼神を泣かし使男女の中と和らげ猛き武夫の心残慰むと古今集の序に記す事實不然り況してや既に遊情をならんと行路小進りる文弱男児の之を見るをや。夫の唐制と模擬せんと勉めたま。奈良の朝よりきて

人心の有様既に此の如くなれば既に十分に模擬したる平安の朝に至りて其勢更に甚り。とくに言はて知るべき事からん況してや平安の都より幽雅の山河以と多く霞を含みて花ふるせび錦を蹠みて紅葉ふ狩り公けの暇見て心残慰り給ふべき勝景風情に乏しからぬをやされを平安の都より給ひてより遊情の氣益く甚しく文學より文字より其他技藝より漸く艶麗となりて柔弱の性を含み雙律令格式格の序曰く國家制法の始を上官太子十七憲法乃其後天智天皇元年令二十二卷を制を世人の所謂近江朝廷の令也文德の時藤原不比等律令十卷を撰す養老年中不比等律令を撰ひ各十卷と為そとある然まく令義解と其令の義を和解するものならん然も

撰スルま共歴史文章も編スルれさせシテ此等を却て政府を威
大小の人民と政府と代愈々懸隔せリたる嫌シとふ是
ク而テ朝廷遊情の勢リ益々進ム定ム藤原氏ヲ權スル廟堂小擅ム其門戸を廣ム小至リて千
百年代の門閥の勢益々盛ム小なり莊園の領主も多く
出来リうば文弱の風習を一層の勢リ得ム益ム文運
の進む小從ヒ夫の生を保ツみ天性次第ニ生長ト生を
樂むの心トなシ更ハ進ムで快く生計ト立てんとの心
起ムなり人ハ智識浅琢ミ貨財を積ムんと欲モはシた
此企望ヲ出シてもはシふちを然ル小令朝廷の人ハ其心
身を唯ナ快く樂むの一チ小用ハり色キ秀才佳人多

く出て朝廷シテ重く用ひシき聞詩奉和など朝廷シテ
と催さるシテ清行文時直幹融等の如き人御暇の御慰ハ
和琴神代より傳ふ琴箏千五百三十年清和天笛笙鞠香平年中
百濟より傳ふ碁雙六へんくたげハんとあ祭宴小曲水小余樂
賀フ紅葉の賀樂ホウセイ青海波柳花苑諷ヒ物シ曲水シ余樂
催馬樂スルなどある皆朝廷の秀才佳人ハ自ら歌舞彈蹴
一給ヒひと其技能シテ小誇リ給ヒ一處シテ中シも和歌シテ最
も盛ム小行社シテ菊合シテ給合シテ根合シテ艶詞合シテ其前書シテ上人シテ歌讀ヒひと聞
歌讀ヒひと遣シきとの仰ハいと記セりシんシと色シテと趣向
改變ハて其優劣シテ試シる多時五節の舞姫アモの時天武帝
始ム又シテ采女アモの制アモ此事仁德帝ハ七年小始ム十九重シテの樂悠シテ

一にて玉簾の内床へくぞ見えふ計る是より於て夫の奈良の朝より次第に鬱積トノ文弱の空氣の中人に人となり給ひ日目の目もそ當り給はで深殿の内お養を出づるに至牛車も乗り入まで御方々に侍き給ふ優ふやさしきまゝ男みやび男、優き男色このみ壯男等平安城裏も充ち滿ちて月残賞ト花をあがめつゝ物の博を觀し戀も寄て和歌をぞ詠出々給ひける是より凡て實際小關をは事務を貴人の賤む所せありて政府の大任をうち兵食は權を皆下官残して之を扱はたり給へりか、俗風俗の感を承時小於きて貨財の有様舊時よき感至るを言ふまでもなけども之を作る人を其利と

得そりて門閥の官吏悉く之を得たりされど此等の人々を貨財を得んとして心殘磨く事もなく政治上の事に付て心を勞する事も少く故に其智や極めて小に其愈や極めて偏るゝ貨財に足りて死を恐るの心感を少く人小智識少かまゝうば物も恐駭を事極て甚しこ細の病氣ふも物の化生靈をんとは災う抑く天魔の仕業うふと恐き給ひて僧侶神官を召して加持祈禱惡魔退治をせしめ給へり又た呪咀の事あり變生男兒の法あひて行はる此時神道佛法漸く相和へて本地垂跡の說も弘ますを秋々此等の事より神道佛法共に闡そり其後内訌を鎮り外患戎防を給ふより神佛の威力を賴

み給へり又た怨を含んで死せり者を神事崇む尊ひも此時代より始ま被り此時代より至りて租観極りて
 稲二東二段租稻一東半町租稻十五束と令義解は曰く段租
 有權を見きば其稅の重うふら林とも當時奢侈の
 何書より引けしや詳うふら事と知るべし
 ふ承平天慶の頃始まち千六百三年代の木稅あり保元平治則
 ち年山より五分田の一役稻十束中田と云ふ佐藤信洞の農政本論則
 都の内を斯る有様ありかど都の外を全く其有様を
 稟稅を出そ事なし神皇正統記小曰く功田と云ふ事を
 稟の功を立て田と頃ち給ひさ其數皆定れり大上中下の四
 事ともあ是天下を治る地と云ふと事へ傳へ身止
 立ふ事へ國事を専ら行ふ事のふらにせ矣
 來く立てらき不輸の所も出此領主及び預所も蹟所を
 置きてそ常自ら耕作を了事なく専ら弓馬鎧劍の
 道を嗜み心膽を剛ふ一身体を強壯する事のみを勉
 りて政治上の事件あらば第一の勳功を數して名を揚
 け家を起さんきれど心懸たり京都より西ふ當きち
 國々々々舟都合も善く陸行も便ひ秋を自ら京都の風
 俗も深み勇壯の氣を拂ふうとが關東の諸國を京都
 よりも程遠く往復の便利も惡しうと一ヶ月余弱の弊

にてその國に治り一守ある郡に勘へて賞罰あり故ふ法に甚くに頌
 うり其外官田職田の吏務あるべ其の正稅を受取此の易流の
 ふく立てらき不輸の所も出此領主及び預所も蹟所を
 置きてそ常自ら耕作を了事なく専ら弓馬鎧劍の
 道を嗜み心膽を剛ふ一身体を強壯する事のみを勉
 りて政治上の事件あらば第一の勳功を數して名を揚
 け家を起さんきれど心懸たり京都より西ふ當きち
 國々々々舟都合も善く陸行も便ひ秋を自ら京都の風
 俗も深み勇壯の氣を拂ふうとが關東の諸國を京都
 よりも程遠く往復の便利も惡しうと一ヶ月余弱の弊

風小染みざ某トのみあら矣度々戰争ありし故に武勇
の氣古より盛りき父死すとも子を屍を越えて進み
主斃るゝも臣を顧みぞ一て向ふと云へる猛者等が坂
東の國々に臂を振り奉浅固うてぞ居たりケル。而も
それを門閥の勢平安城裏が盛りて血脉伐以く貴賤
を論じ歌道を以く人材を判ち文弱なる大宮人等が廟
堂の特權を握るふ及て民間は於て々次第に黨派を立
てるに至る。蓋し名と利と戯好心を賢不肖の差別を
く人性固有のそれなり是き亦た生を保ち死と而一して
其名と利と戯兼ねきるものほ其時代があつて々政事
上の事よりも大なるふうを一れり夫の命も惜少で重

賞を競ひ矢石を冒して功名を思ふ武夫が門閥の風俗
と以く其進路を遮られ柔弱男兒の為りか其政權を押
えうきんづく。うば賢不肖の差別なくそのづら名利
の存そゆ場所は蟻附一て次第に强大なる黨派を集成
す。第一佛法のみは當時全く門閥の弊習を免るき且つ朝
廷ノても血統人柄を問はで重ぜらき一かず數多の人
傑を佛法小心を寄て其器量淺顯はしき剛勇の武夫
罪を犯さむもお義惡の少年身を容るゝに地ふまされ
も寺院小役一佛門小歸す。其刑罰を免うれきりされ
を佛法へ始ふ黨派の性質を存すたり然る小門閥の

勢威をふ小及んで官吏を憚心より之を戒尊崇して八宗も弘またり。三論宗は千二百八十五年高麗九十三年河内國丹比郡の僧鑑真之を弘む。唯識は千三百五十年河内國の僧惠灌之を弘む。律宗は千三百五十年河内國の僧慈訓之を弘む。天台宗は千四百六十二年花嚴宗を弘む。真言宗は千四百六十一年諦宗を弘む。禪宗は千七百七十年中興宗を弘む。臨濟宗は千一百四十五年美作國の僧源空之を弘む。禪宗は千一百四十年南嶺宗を弘む。曹洞宗は千一百四十年安房國の僧源長之を弘む。禪宗は千一百四十年安房國の僧大覺院を弘む。法華宗は千一百四十年安房國の僧法華院を弘む。其學が處を文學を琢き延べて之と重遇をうまび。其學が處を文學を琢き人皆賤しき生れあまび。朝其學が處を文學を琢き性理を窮ひ。其職とする所々人民を教導。」朝野の尊信を受くべきものなり。故其威力を歲より威を

り然して其内部の有様を見るに數多の土地を領して自ら之を支配を爲す巨萬の僧侶を養ふて自ら之を懲罰を行ひ之を首領と撰び之を規則を立つしも皆を自ら行へり又た新小寺院を起し堂宇を建てる事あるときを勸進帳と捧て十方檀那より奉加を受け其費用を辨へ。是實小佛法の黨中小々王政の及ばざる獨立國の姿あまき千七百年代終末關白延暦寺の座主を定めんと十で山徒服せを始りて噉訴の事あり之より常々軍馬を蓄へ甲兵を蓄へ少しく意小滿をざる事あれり三千の僧軍神輿を奉りて朝廷へ噉訴を一事數くなり此時小當と最も强大なるキス延暦寺園城寺東大寺興

福寺等にて各寺相嫉みて攻撃せ一事もあらず又武夫黨と鬭争せ一事もあらず
第二武夫黨の如きを佛法黨の如く自由ならざりて之ふまゝを
ども當時の氣風に適さしや處として之ふまゝを
是亦門閥の弊習の致す處也夫壯天下の政權を仕すべ
きもの豈小特に藤原氏の人限らんや然るに諸國の
膽力ある武夫を唯其動作の野をもつて爲り小夷タチと賤ま
き之小将をもへき大將そら實際民事に關するが爲も
賤主社で廟堂の上小齒をもて至きり抑ぐかゝる所
置を爲そものは誰ぞやと問へを則ち露と消ぬべき文
弱の人々ありそ社が千六百年代の末千七百年代の始

め小及びて武夫黨の内小羨みて奪んと欲をはキアリ
平將門千七年代の中頃私小兵戦アリ弄して相戰アリ城
藤原友同百年代の末又た叛くアリ有アリも平忠千八
平政頼同百年代の末又た叛くアリ有アリも常任千八
百年代の始アリ奥アリ前九年の亂アリ安倍頼時アリ同貞アリ其後
久アリうらぎアリて後三年の亂アリ武衡アリ同百年代の中に
ろふ配所アリ赴かアリて叛くものありアリ源義アリ此等を皆を
武夫黨の亂アリて其都途朝廷の危き事實に浮雲の風
漂アリが如くふりアリが將校の特權を得アリ宗家
に武夫アリ心残得アリるものありアリて僅アリ不能く之
を鎮定アリ事を得アリ夫の武夫アリ之ふ從屬アリ所以
のアリ度々朝廷もて諸國の武夫アリ對遇する事全く無り

トの至に將家は據ちテ社寺實ふ顯達の道をけり。かく故ニ朝廷が叛キト黨派の鎮定する小從ひ將家の黨派愈々强大と成りたり。此黨も居る者も全く將家は申立成以テ恩賞をも蒙り武名とも傳ふる事なき。其年所と經を小從ひおのづから君と臣と云如き姿となり。自ら將家の家人と稱し普代恩顧の良黨と唱へて相誇り。遠き國くば武夫までも皆其家人良黨たる事と頗ヘリ。千へ百年代の中頃より數多の小武夫の黨々全く將家の黨派を吸收セラ。社源平ニ氏を仰ぎて顯達を求サ心を朝廷に寄そかすのとて六十餘州の内其跡を絶ちなし。

此佛法武夫の二黨派を名ニテ相異ナリ。其性質は至てを均才々皆を武邊の強黨なり。此大黨派の次第に凝成。そも折りも朝廷を依然として門閥の舊弊を固守。春宵秋夜の榮華に酔りて方ふ花下月前の御慰あざり。彼の勇敢なる武夫惡僧の集成なる強黨れ上ひ此文弱焉も大宮人の充満せる門閥政府を立つ其政府豈に能く久を保たんや然る小其政府も強黨の為くふ破滅す。而て内部より潰えんとする姿となれり。千九百年代の始より至りて人倫の正一からざる事を發。テ天皇統の争ひ都の内に起れり人倫の亂れ一世の中ひ戰ひを醸き事共多う。新井君美が父父たらば子子から

家兄弟をうち弟第たうば夫夫うす婦婦うちを君君
きうちす臣臣うちと評きしも此時の戦より之残保元
の亂と稱す八百の兵士をもてまつる者一兵端
此戦に於く源平の二黨大に勳功を立て文弱の人々其
冗官きふ事を現はたりとて源平の二黨相軋轢にて終に兵端
を制そへうちをして源平の二黨相軋轢にて終に兵端
を聞く之を平治の亂と稱す此戦小於て源氏の一黨其
首領を失ひ各所は散布すて復た統一アふ所ふく而
て平氏の黨全く政權を占うたり聞の書等も國事ナキ
平氏々武夫の心残得をも家柄少て其力残以て政權を
得きうりアモ其勢一時烈火れ如く生殺半奪は權も全

く之す歸十方十餘州の内半て其所有となり小至より
是と於く夫の文弱なるまう男、優き男、ひやび男、色々の
みの男、なんせ朝廷より追ひ降り遠流し死刑にて同
族の子弟を以て其官職を繼がれ急終に以法皇を幽閉
し天皇を降り奉るの所業あらぶ小至きり當時の人之と
評して平氏の人あらうかをそひ人あらうべと云へり
斯く平氏が政權を其一門小專有をも及ひて其一族
も藤原氏以来の文弱も感深きうれしど詩歌管絃の遊技小
心残寄せ暫時の間に其状態人情まで純然たる藤原氏
流の人物と成りふるす

此時よ及で東北勇壯の武夫黨を再び源氏の旗下工続

にて驕る平家を打滅し名を揚げ家を現さんと數千
流の白旗をば筑波嵐に打靡う一幾萬の甲冑は袖を越
路の月小輝かトフ、都を差してぞ攻上まノ平安城裏
は人々々眼を見えぬ鬼神とこそ憚と思リテ一けき如
何で剛勇無雙の猛者小敵を莫得ん衣冠朝履東西小
迷ひ紛面涅歎路傍も倒き僅もか一二年の間も都の内
を追拂り秋西海の波に漂ひ空も空水屑も消失まをり
實も千八百四十五年之事を益ド唐制と模倣ト政府
を盛大ト一事不ざた官吏を増し益もあ爾事務を廣げ
給ひトかく遊情の氣風次第に鬱積ト官位の高き人は
ど國事小關與せモテ廟堂の上詩歌管絃の戲場とふ

るふ至れり嗚呼此の如き政府豈に能く久しうらんや
此の如き帝都豈小能く政權の地たらんや其東國に移
る蓋一ニの庸主凡相の罪も歸すべからざるもれあ
らん

東京書林責捌

明治十一年二月廿六日版權免許
同十七年二月廿八日再刻御届
同十七年四月十五日出版

静岡縣士族

田口卯吉

東京牛込區牛込北
山伏町四十三番地

卷之一

日本橋通二丁目 北畠茂兵衛
同通二丁目 稲田佐兵衛
芝三島町 山中市兵衛
淺艸茅町三丁目 北澤伊八
小石川大門町 青山清吉
日本橋通三丁目 善七
小林新兵衛

